

『合理的配慮の提供について』

(保護者資料)

1 障害者差別解消法とは？

障害者差別解消法とは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称です。

○制定：平成25年6月19日 ○施行：平成28年4月1日

地方公共団体(公立学校を含む)では以下のことが義務づけられています。

- ① 障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ② 合理的配慮の提供

2 合理的配慮とは？

「合理的配慮」とは、障害のある生徒が他の生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使できるようにするための手立てのことです。

《合理的配慮の種類》

- ① 学校の設置者や学校が必要かつ適切な変更・調整を行うこと
- ② 障害のある生徒一人ひとりの状況に応じて、個別に必要なとされるもの
- ③ 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

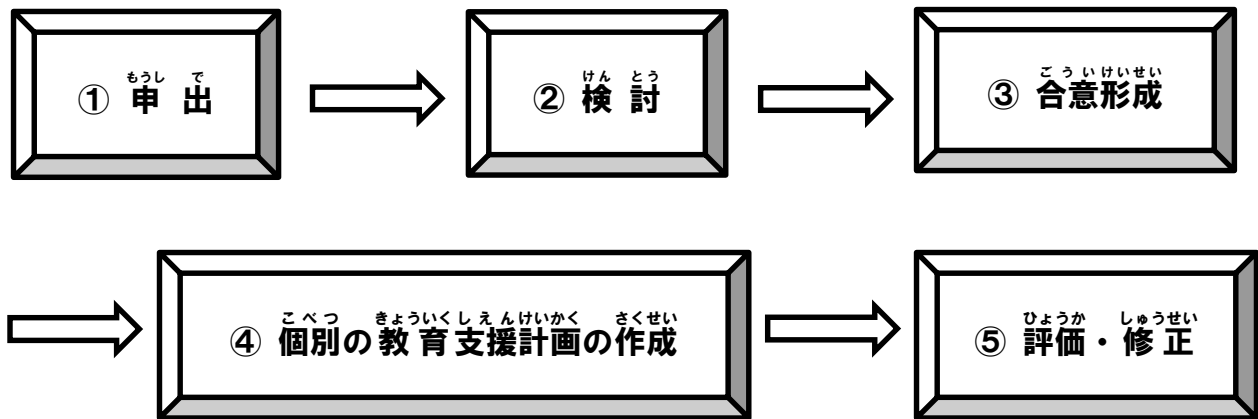
3 学校における合理的配慮の提供について

合理的配慮の提供には、本人や保護者からの申出が必要です。

《申出方法》

別紙様式「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出」を記入の上、学級担任へお渡し願います。なお、申出いただいた内容については、学校教育活動において生徒に必要なか、実施可能か、過度の負担ではないか等について校内で十分検討の上、本人・保護者の同意を得て決定するとともに個別の教育支援計画に明記し、関係機関との連携及び引継ぎに活用いたします。

《合理的配慮の提供の流れ》



この件について質問や問い合わせがある場合は鈴木明典までご連絡ください。

令和4年4月11日

習志野市立習志野高等学校保護者様

習志野市立習志野高等学校

校長 大崎 栄貴

学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思表示）について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、平成28年4月1日から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務化されております。

つきましては、学校に合理的配慮の提供を求める場合には、別紙「(保護者資料) 合理的配慮の提供について」を参照の上、(きりとり)以下の「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出」に記入の上、学校(学級担任)へお届け願います。

なお、申出いただいた内容については、学校教育活動において生徒に必要なか、実施可能なか、過度の負担でないか等について校内で十分検討の上、本人・保護者の同意を得て決定するとともに個別の支援計画に明記し、関係機関との連携及び引き継ぎに活用いたします。

-----<きりとり>-----

【別紙様式】

令和4年 月 日

習志野市立習志野高等学校長様

学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出

以下のとおり、学校による合理的配慮の提供内容について申出いたします。

年 組 生徒氏名 保護者氏名 印

具体的な申出内容

※お子様や保護者様が高校での生活に対してお困りなこと等でも構いませんので、ご自由にお書きください。